

令和元年7月1日

各 位

北郡信用組合

山形県信用保証協会新保証制度「はばたき70」の取扱いについて

山形県信用保証協会新保証制度「はばたき70」が令和元年7月1日より取扱開始されるに伴い、北郡信用組合でも本保証制度を利用した融資の取扱いを開始いたします。詳しくはお近くの営業店までお問い合わせください。

新保証制度の要件

- 1期以上の決算を行っていること
- 当組合と6ヶ月以上の融資取引のあるお客様
- 当組合から山形県信用保証協会に推薦する中小企業者

資金使途

- 運転資金・設備資金（既存保証付融資の借換可）
- 但し、不動産取得資金は不可

ご利用いただける金額

- 2,000万円以内（但し平均月商の2ヶ月以内）

借入期間

- 10年以内（据置1年以内）

融資利率

- 当組合所定の金利

信用保証料率

- 0.35%～1.80%

以 上